

伊佐市農業委員会 2 回総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 5 月 28 日 (月) 午前 9 時 00 分から 10 時 35 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (29 人)

会 長 15 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	13 番推進委員
3 番委員	13 番委員	3 番推進委員	14 番推進委員
4 番委員		4 番推進委員	15 番推進委員
5 番委員		6 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員		7 番推進委員	17 番推進委員
8 番委員		8 番推進委員	19 番推進委員
9 番委員		9 番推進委員	20 番推進委員
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (3 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 2 番委員 3 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 5 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成30年度 第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
14番農業委員が現在入院されていますが、これから水稻作付など農作業も忙しくなる時期です。皆さんも健康には十分留意され農業委員会活動等行って頂きたいと思えます。
本日は14番農業委員が欠席で、出席人数は12名で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
2番農業委員と3番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
1ページをご覧ください。
農地法第3条解約につきましては、1件（田1筆）です。
次に、資料の2ページから6ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が19件、登記地目、田42筆、畑3筆でありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転及び基盤法貸借につきましてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

はじめに、所有権移転ですが、譲受人は、伊佐市大口宮人に居住されている IKさん67歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈花北に居住されている NMさん52歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字伊ケ月1300番21、地目は畑、地積は1,258㎡です。

続きまして、基盤法貸借につきまして、22ページをご覧ください。

期間は1年から10年で、面積は田175,383㎡、畑13,636㎡の計189,019㎡です。利用権を設定する者の数67名、利用権の設定を受ける者の数51名です。

土地の詳細につきましては、8ページ番号1から21ページ番号75のとおりです。以上ご審議方よろしく願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

- 4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号1番につきまして、去る5月26日に現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。
- 申請人 TTさんは、伊佐市大口金波田に居住され、年齢は33歳です。
渡し人 KHさんは、神戸市須磨区大池町に居住され、市外住民で、年齢は75歳です。
- 申請地は、伊佐市大口大島字ナラノ木287番1、外3筆が田、地積は合計6,576㎡、大島字前村516番1、登記地目宅地、現況畑、地積は267.85㎡の5筆合計6,843.85㎡で、所有権移転売買であります。
- 受人の経営面積は13,466㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めま
す。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。
- 議 長 整理番号2番について、2番農業委員の報告を求めます。
- 2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農業委員 整理番号2番につきまして、去る5月23日現地調査を行いましたので、

私2番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は40歳です。

渡し人 HSさんは、霧島市隼人町神宮に居住され、市外住民です。二人は、いところ同士になります。

申請地は、伊佐市菱刈川北字川原田621番で、地目は田、地積は2,994㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は5,096㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は2kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めまます。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号3番につきまして、去る5月20日現地調査を行いましたので、
私5番が報告をいたします。

申請人 YYさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 YKさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字白川802番2外6筆が、地目は田、地積5,149㎡、川南字龍石1356番外1筆が、地目は畑、地積は1,9

0.2㎡の9筆合計7,051㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は今回の贈与分7,051㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は700m以内で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、10番農業委員の報告を求めまます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る5月21日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 BKさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 NMさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、年齢は83歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字薬師原1335番8で、地目は畑、地積は119㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は4,270㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号5番につきまして、去る5月21日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 IAさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は77歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字権現原1623番1外1筆で、地目は畑、
地積は合計2,475㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は40,617㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、
通作距離は約700mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、
農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ
ますので許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議 長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る5月21日に現地調査を行いましたので、私10番が報告をいたします。

申請人 YMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は77歳です。

渡し人 YHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字崩ヶ宇都3203番2、地目は畑、地積は215㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は6,432㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号7番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る5月25日に現地調査を行いましたので、私13番が報告いたします。

申請人 MYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は70歳であります。

渡し人 YTさんは、鹿児島市吉野町に居住され、市外住民で、年齢は67歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字鶴田216番2、地目は畑、地積は320㎡で、所有権移転贈与です。

受人の経営面積は43,928㎡で取得可能面積です。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

		よって整理番号7番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号8番について、2番農業委員の報告を求めます。
2	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農	業	整理番号8番につきまして、去る5月23日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。
委	員	申請人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は37歳です。 渡し人 KZさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は50歳です。 申請地は、伊佐市菱刈川北字下東3113番1、外2筆、川北字小俣後3598番の4筆で、地目は田、地積は合計6,968㎡で、所有権移転売買であります。 受人の経営面積は125,067㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.6kmで、現況は良く完備された農地であります。経営意欲は十分あり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号8番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は許可が決定いたしました。
議	長	整理番号9番について、9番農業委員の報告を求めます。
9	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、

農業委員 整理番号9番につきまして、去る5月21日に現地調査を行いましたので、私9番が報告いたします。

申請人 HSさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は81歳です。
渡し人 TEさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は65歳です。
申請地は、伊佐市大口宮人字矢楯川646番1、地目は畑、地積は626㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は16,624㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約200mで、現況は笹畑であります。隣接地が受人の畑で整備して耕作するとのこと。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号9番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号10番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る5月25日現地調査を行いましたので、私5番が報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は51歳です。
渡し人 YKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は84歳です。
申請地は、伊佐市大口目丸字小桜1101番4外2筆で、地目は田、地

積は合計5,153㎡、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は14,614㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約200mで、現況は良く完備された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号10番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号11番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る5月21日現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 NHさんは、福岡市早良区有田に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字江川尻1125番3で、地目は畑、地積は558㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は6,753㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約15kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号12番については、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
農 業 委 員 整理番号12番につきまして、去る5月25日現地調査を行いましたので、私4番が報告いたします。

申請人 NHさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 MHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は56歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字星ヶ峯2987番12外1筆で、地目は畑、
地積は合計818㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は32,840㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、
通作距離は約100mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ
ますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号12番は許可が決定いたしました。

議 長 整理番号13番について、7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定のうち、
農 業 委 員 整理番号13番につきまして、去る5月25日現地調査を行いましたの
で、私7番が報告いたします。
申請人 IKさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は65歳です。
渡し人 OTさんは、伊佐市大口山野に居住され、年齢は86歳です。
申請地は、伊佐市大口山野字紙漉1290番1外4筆で、地目は田、地
積は合計6,191㎡で、所有権移転売買であります。
受人の経営面積は24,384㎡で取得可能面積であります。農業従事
者は3名で、通作距離は約1kmで、現況はよく管理された農地です。経
営意欲はあり農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。
添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終
わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号13番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号14番については、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番につきまして、去る5月25日現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は63歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は80歳です。二人は親子になります。

申請地は、伊佐市大口小木原字小松ノ元395番、地目は田、地積は1,456㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は7,233㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約400mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号14番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号14番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号15番、16番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番、16番につきまして、去る5月25日現地調査を行いましたので、私8番が報告いたします。

申請人 MTさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は57歳です。

整理番号15番の渡し人 MYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、年齢は55歳です。二人は兄弟になります。

申請地は、伊佐市大口下殿字大牟田1040番5外1筆で、地目は田、地積は合計2,788㎡で、所有権移転贈与であります。

整理番号16番の渡し人 UMさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は下殿で、年齢は88歳です。

申請地は、伊佐市大口下殿字下鶴1343番5で、地目は田、地積は395㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、今回の贈与分2,788㎡及び売買分587㎡、合計3,770㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号15番、16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号15番、16番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号17番について、3番農業委員の報告を求めます。</p>
3 農 業 委 員	番	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号17番につきまして、去る5月21日現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。</p> <p>申請人 OHさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は72歳です。</p> <p>渡し人 KTさんは、広島県福山市神辺町に居住され、年齢は87歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈下手字飛田2996番外1筆で、地目は田、地積は合計1,618㎡で、所有権移転売買であります。</p> <p>受人の経営面積は5,089㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約10kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号17番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号17番は許可が決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号18番、19番については、譲受人が同一ですので一括で報告をお願いします。1番農業委員の報告を求めます。</p>

- 1 番 農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号18番、19番につきまして、去る5月25日現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。
- 申請人 OKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は58歳です。
- 整理番号18番の渡し人、TSさんと、整理19番の渡し人、TKさんは親子で、伊佐市大口小木原に居住され、Sさんの年齢は80歳で、Kさんは57歳です。
- 申請地は、伊佐市大口小木原字橋ノ口510番2、地目は田、地積は1,700㎡で、所有権移転売買であります。
- また、伊佐市大口小木原字橋ノ口511番外2筆、地目は田、地積は合計7,086㎡で、こちらも所有権移転売買であります。
- 受人の経営面積は111,915㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約200mで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
- 整理番号18番、19番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 全員挙手。
- よって整理番号18番、19番は許可が決定いたしました。
- 議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数19件について、19件の許可が処分決定いたしました。

議案第3号

- 議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定について提案いたします。
整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。
- 8番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定について、去る5月25日、17番推進委員、私8番農業委員2名と、Sさん立ち合いのもと、共同調査を行いましたので、8番が報告いたします。
申請人、SSさんは伊佐市大口針持に居住され、年齢は61歳です。
申請地は、伊佐市大口針持字中原1832番5、地目は田、地積は921㎡であります。
畜産経営の規模拡大により飼料置き場がなくなったということで、水田を埋め立てて飼料置き場にしたいとのことです。
所在地は、針持小学校から西へ約1.1kmに位置し、北側は田、南側は田、東側は山林、西側は山林で、用途区分変更で周囲に与える影響はないと思われます。
添付書類として、申請書、全部事項証明書、農用地利用計画変更申出書等が提出されています。
調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において申請地の用途区分変更は問題ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
- 議長 8番農業委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見の決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並び許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）」申出の意見決定について、申請件数1件について、意見決定1件が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月25日、11番農業委員、19番推進委員、私3番農業委員3名と、申請人 SSさん夫立ち合いのもと、共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 SSさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字小屋敷1519番19、地目は田、地積は69㎡であります。

農地区分は第1種農地となっております。転用目的は一般住宅であります。

所在地は、徳辺消防詰所より北東に約200m位に位置しており、周りは道路で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、始末書等が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。</p>
8 農 業 委 員	番	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月25日、17番推進委員、私8番農業委員2名と、申請人 Sさん立ち合いのもと、共同調査を行いましたので、8番が報告いたします。</p> <p>申請人 SSさんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は61歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字中原1832番5、地目は田、地積は921㎡であります。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地となっております。転用目的は農業用資材置場であります。</p> <p>所在地は、Sさんの牛舎の北側に位置しており、東側は山林、西側も山林、南側が牛舎、北側は水田で、周囲に与える影響はないと思われま</p> <p>す。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、事業計画書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書等が提出されております。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました</p> <p>が、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求め</p> <p>ます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は、処分決定いたしました。</p>
議	長	<p>議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、処分決定2件が処分決定いたしました。</p>

議案第5号

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る5月25日、申請人の代理人行政書士の Tさん立会いのもと、5番農業委員、13番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口青木に居住されている NHさんで、年齢は75歳です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されている MHさんで、年齢は56歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は農業用資材置き場となっております。

申請地は、伊佐市大口青木字稲荷迫1082番1、地目は田、地積は566㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、大口東小学校から東へ約1kmに位置しており、東側は田、西側は原野、南側は田、北側は田で、周囲に与える影響はないと思われま

す。平成5年8月頃から牧草ロールが置かれているとのことであります。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番ですが、この議案は2番推進委員が譲受け人となつていますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与出来ませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。
それでは、2番推進委員の退席をお願いします。

(2番推進委員退席)

議長 整理番号2番について、13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る5月25日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、9農業委員、18番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、霧島市隼人町住吉に居住されている YKさんで、市外住民で、年齢は75歳です。

譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている HAさんで、年齢は76歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字北ノ原278番15、地目は畑、地積は1,546㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、羽月西小学校から西へ約100mに位置しており、南側と東側は太陽光発電施設、北側は人家、西側は畑で周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業であります、パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、残高証明書、収支計画書、配置図、位置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 ここで、2番推進委員の入室をお願いします。

(2番推進委員着席)

議長 2番推進委員、整理番号2番は許可が決定いたしました。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る5月25日、申請人の代理人行政書士のTさん立会いのもと、5番農業委員、13番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口鳥巢に居住されている TSさんで、年齢は34歳です。

譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている MKさんで、年齢は80歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は一般住宅として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口篠原字中川原254番7で、地目は田、地積は378㎡で、農地区分は第1種農地であります。

所在地は、大口中央中学校から東へ約700mに位置しており、南側は宅地、東側は田、北側・西側も田であり、周囲に与える影響はないと思われまます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る5月25日、申請人の代理人Mさん立会いのもと、11番農業委員、19番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、3番が報告いたします。

譲受人は、霧島市国分広瀬に居住されているHNさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されているYMさんで、年齢は63歳です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狩迫2298番で、地目は畑、地積は1,818㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、敬明園から北西へ約700mに位置しており、南側は畑、東側は国道、北側は農道、西側も農道であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量99kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、資金証明書、

配置図、被害防除計画書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号5番について、13番農業委員の報告を求めます。

1 3 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定に
農 業 委 員 員 についてのうち、整理番号5について、去る5月25日、申請人の代理人 T
行政書士立会いのもと、9番農業委員、18番推進委員、私13番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、13番が報告いたします。

譲受人は、東京都港区港南にある株式会社 HEであります。

譲渡人は、鹿児島市南林寺町に居住されている HHさんで、市外住民で、年齢は81歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字船ヶ迫919番1、地目は畑、地積は1,058㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設となっており、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、羽月西小学校から西へ約1.5kmに位置しており、南側は道路、東側と北側は畑、西側は自治会館と山林であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数324枚、設置容量89.1kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、

残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る5月25日、申請人のHS HTさん立会いのもと、13番農業委員、18番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、熊本県人吉市蓑野町にある(有)HSのHTさんです。

譲渡人は、鹿児島市鴨池新町に居住されているINさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、転用目的はクヌギ300本を植林する予定となっております。

申請地は、伊佐市大口田代字廣畑2226番で、地目は田、地積は1,267㎡で、農地区分は第2種農地その他の農地であります。

所在地は、羽月西小学校より西へ約4kmに位置しており、北側は市道、南側・東側・西側は原野で、周囲に与える影響はないと思われま

す。添付書類として、申請書等必要書類は全て添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいた

します。以上で報告を終わります。

議長 9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数6件について、処分決定6件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして去る5月25日、申請人の代理人 A行政書士立会いのもと、5番農業委員、13番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましてので、4番が報告いたします。

申請人 OK生産森林組合 組合理事 TYさんは、伊佐市大口木ノ氏に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口木ノ氏字石原784番1で、地目は田、地積は18㎡です。

周辺の状況は、国道267号に隣接しており、農道との三差路の角地で高台にあり、申請理由として、平成2年8月30日に取得した農地でありましたが、高台に位置しており、水を引くことができず田としても作業は困難であり、耕作放棄地となり農地性を喪失したとのことであります。また、OK生産森林組合は解散し、Kの自治会が譲り受けることになっております。

申請地の位置は、木ノ氏簡易郵便局から北へ約700mに位置し、東側は田、西側は国道、南側は田、北側は国道です。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で私の報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして去る5月25日、17番推進委員、私8番農業委員の2名で共同調査をしまして、8番が報告いたします。

申請人 KTさんの相続人代表 KYは、伊佐市大口宮人に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字上田30番1で、地目は畑、地積は447㎡です。

申請理由として、平成5年頃堆肥舎を作り今日に至っているとのことであります。

申請地の位置として、すずらんの里より西へ約1kmに位置し、東側は宅地、西側は農道、南側は田、北側は墓地です。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 整理番号3番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号3番につきまして去る5月25日、申請人のいところである HHさん立会いのもと、3番農業委員、19番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人 HSさんは、霧島市隼人町神宮に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字屋祢添558番1で、地目は畑、地積は936㎡です。

申請理由として、平成10年に住宅への通路と倉庫を整備したとのことであります。

申請地の位置として、平沢津集会施設より南西へ約400m位に位置し、北側は宅地、東側も市道、西側・南側は山林です。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 整理番号4番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして去る5月25日、申請人の息子さんT行政書士立会いのもと、1番農業委員、2番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましてので、7番が報告いたします。

申請人 SAさんは、伊佐市大口鳥巢に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字町798番6で、地目は畑、地積は130㎡です。

申請理由として、昭和51年9月頃、申請者の住宅への入口がなかったため、宅地への入口として庭木を植え利用してあり、農地性は喪失しています。

申請地の位置として、鳥巢自治会より西へ約300mに位置し、東側は田、西側は畑、南側は田、北側は宅地となっています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の
挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第6号「非農地証明願」4件申請のうち4件の許可が決定いたしま
した。

————— 議案第7号 —————

議 長 議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判
断」に係る決定について提案いたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 それでは、別冊の議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該
当するか否かの判断」に係る決定についてをご覧ください。

昨年の6月から9月まで、委員の皆さんに利用状況調査(全筆調査)を
行っていたいただきましたが、この中で耕作A判定、B判定という判定をして
頂きました。

その中のB判定、これはどうしても農地に戻らないであろうという農
地ということで判断していただきました農地のリストがこの別冊になり
ますが、筆数が497筆で、面積が406,029㎡ということで、調査
の結果が出ています。

これに基づきまして、総会において非農地であると判断していただいた
ときに、事務局から非農地通知を6月の中旬頃に送る予定にしています。
そこで、この別冊の農地につきまして非農地として承認していただけまし
たら、農地台帳を整理させていただき農地から外したいと考えております
ので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 今、事務局から説明がありましたが、皆さん別冊の方をご覧ください。

議 長	委員の皆さんご意見、質問はありませんか。
	(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、事務局の報告のとおり決定に賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって、議案第7号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断」に係る決定について、決定いたしました。
議 長	その他。事務局お願いします。
事 務 局	総会資料の最終ページをお開きください。5月の月例報告をします。 去る10日、5月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。 25日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第2回農業委員会の総会です。 6月の行事予定ですが、7日に6月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。22日が現地調査です。28日が第3回の農業委員会の総会です。 月例報告は以上です。
議 長	他にないでしょうか。
事 務 局	これで、平成30年度 第2回農業委員会総会を終わります。 姿勢を正してください。 一同礼。 おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時35分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 2 番

伊佐市農業委員 3 番